

WAKUWAKU まちじゅうビエンナーレ支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、UBE ビエンナーレの開催に当たり、市民活動団体や企業等（以下「団体等」という。）が自主的に取り組む UBE ビエンナーレと関連又は連携する事業に対して、宇部市全体の活性化及び UBE ビエンナーレ開催機運の醸成を図ることを目的とする「WAKUWAKU まちじゅうビエンナーレ支援事業助成金（以下「助成金」という。）」を交付することについて、必要な事項を定める。

(助成対象団体等)

第2条 助成の対象となる団体等（以下「助成対象団体」という。）は、次の各号のすべてに該当する団体等とする。

- (1) 複数の構成員で組織し、代表者を定めていること。
- (2) 市内に活動拠点を有し、主たる活動場所が市内であること。
- (3) 組織の運営に関する規約、会則等を定めていること。
- (4) 企業、事業所の場合は、市内に本社を有すること。ただし、法人格の有無は問わない。
- (5) 市税、使用料等の市の収入に係る未納がないこと。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、前条に定める助成対象団体が、市内で実施する UBE ビエンナーレと関連又は連携する事業で、助成年度内（4月1日から翌年3月31日までの間）に着手し、完了できるものとする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に直接要する経費とする。この場合、事業実施により得た収入がある場合は、直接経費から、その収入を除いた額とする。ただし、商品開発後の販売によって生じた収入は、この限りでない。

2 次の各号に掲げる経費は、助成対象経費としない。

- (1) 団体等の維持のための経常的経費
- (2) 団体等の構成員に対する人件費、謝礼、懇親に要する経費
- (3) 土地、建物等の取得又は整備に要する経費
- (4) 前3号に規定するもののほか、事業実施に係る直接的経費と認められない経費

(助成の種類等)

第5条 助成の種類、助成限度額及び助成率は、イベント等の実施、グッズ等の商品開発など UBE ビエンナーレと関連又は連携した事業内容とし、助成限度額は1事業20万円、助成率は助成対象経費の10分の8以内とする。

2 助成金の算定において、千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てた額とする。

3 市長は、予算の範囲内において、助成対象事業及び助成金の額を決定する。

(助成の制限)

第6条 次に掲げる事業は助成の対象としない。

- (1) 憲法その他諸法令の規定に抵触する事業

- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害すると認められる内容をもつ事業
- (3) 特定の政党及び宗教並びに暴力組織その他思想的背景を団体が実施する事業
- (4) 特定の団体若しくは個人の宣伝、利害等を目的とする事業
- (5) 申請年度中に、申請事業と同様の内容で、国若しくは地方公共団体（宇部市含む）並びに民間が実施する助成制度による助成を受ける事業。

（交付申請）

第 7 条 助成金の交付を受けようとする団体等は、WAKUWAKU まちじゅうビエンナーレ支援事業助成金交付申請書（様式第 1 号）に第 5 条第 1 項に定める事業を明記し、関係書類を添付のうえ、市長が定める期日までに提出しなければならない。

（審査）

第 8 条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、助成金の交付の可否及び助成金の額について、審査するものとする。

（交付決定及び通知）

第 9 条 市長は、前条の審査を経て助成金の交付を決定したときは、WAKUWAKU まちじゅうビエンナーレ支援事業助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に対してその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際して必要な条件を付することができる。

3 市長は、助成金の交付をしないと決定したときは、申請者に対してその旨を通知するものとする。

（変更承認申請）

第 10 条 助成金の交付を受けた団体等（以下「助成金交付団体」という。）は、助成対象事業の内容及び経費の変更をしようとするときは、あらかじめ、WAKUWAKU まちじゅうビエンナーレ支援事業変更承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の変更交付決定を行い、WAKUWAKU まちじゅうビエンナーレ支援事業変更交付決定通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。ただし、前条第 1 項に掲げる交付決定通知に記載された金額を超えないものとする。

3 市長は、第 1 項の承認に際して必要な条件を付することができる。

（中止の届出）

第 11 条 助成金交付決定団体は、助成対象事業をやむを得ない理由により、中止しようとするときは、速やかに WAKUWAKU まちじゅうビエンナーレ支援事業中止届（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第 12 条 助成金交付決定団体は、助成対象事業完了日から 30 日を経過した日又は当該会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、WAKUWAKU まちじゅうビエンナーレ支援事業実績報告書（様式第 6 号）を関係書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

（助成金の請求）

第 13 条 助成金交付決定団体は、事業完了後、助成金の交付を受けようとするときは、WAKUWAKU まちじゅうビエンナーレ支援事業助成金請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規程にかかわらず、事業の円滑な遂行を確保するうえで必要があると認めるときは、第9条第1項又は第10条第1項の規定による助成金の交付決定額の範囲内で、概算払いによる助成金を交付することができる。
- 3 助成金交付決定団体は、前項の規定による助成金の概算払いの交付を受けようとするときは、WAKUWAKU まちじゅうビエンナーレ支援事業概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の精算）

第14条 前条第3項の規定により概算払いを受けた助成金交付決定団体は、事業実施後、速やかにWAKUWAKU まちじゅうビエンナーレ支援事業概算払精算書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による概算払いの精算の結果、精算額が第9条第1項又は第10条第1項の規定による助成金の交付決定額を下回ったときは、市長は助成金交付決定団体に対して、期日を定めてその差額を戻入させるものとする。

（交付決定の取消及び助成金の返還等）

第15条 市長は、助成金交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び助成金の交付に際して付した条件に違反したとき
- (2) 助成対象事業の執行方法が不相当と認められたとき
- (3) 申請、報告に虚偽の事項が認められたとき
- (4) 第11条に規定する申請があったとき

- 2 市長は、前項の規定により助成金交付の決定を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されている場合においては、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

（情報の公開）

第16条 この要綱の規定に基づき、助成金交付決定団体が提出した書類は、原則として市民の閲覧に供することができるものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成23年6月13日から施行する。

（検討）

第2条 市は、この要綱の施行後3年以内に、助成金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。